

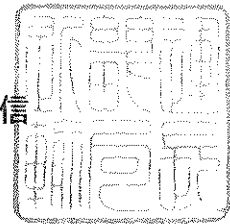
制定 平成21年10月 1日 近運自二公示第40号  
改正 平成22年 4月 1日 近運自二公示第 4号

## 公 示

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について（平成21年10月1日付け近運自二公示第38号）Ⅱ. 3. (1)②、③及びⅢ.」に基づく運転者確保状況に関する数値、実働率及び特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例について、下記のとおり定めたので公示する。

平成22年4月1日

近畿運輸局長 原 喜 信



記

・Ⅱ. 3. (1)②に基づく運転者確保状況（1両当たりの人数）

大阪府	大阪市域交通圏	1. 53
	北摂交通圏	1. 86
	河北交通圏	1. 48
	河南交通圏	1. 95
	河南B交通圏	1. 85
	泉州交通圏	1. 73
京都府	京都市域交通圏	1. 62
兵庫県	神戸市域交通圏	1. 69
	姫路・西播磨交通圏	1. 53
	東播磨交通圏	1. 17
奈良県	奈良市域交通圏	1. 61
	生駒交通圏	1. 81
	中部交通圏	1. 28
滋賀県	大津市域交通圏	1. 45
	湖南交通圏	1. 38
	中部交通圏	1. 24
	湖東交通圏	1. 09
和歌山県	和歌山市域交通圏	1. 06

※増車された後の合計車両数に、該当する交通圏の人数を乗じて得られた数値の少数点以下は、切り上げた人数とする。

・ II. 3. (1)③の実働率

II. 3. (1)③に定める80%

・ III. に基づく特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例

当該事業者の1. 2. に基づく基準車両数に0. 9を乗じて得た車両数（小数点以下、切り捨て。）又は当該合計数から10両を差し引いた車両数のいずれか低い方を下回る車両数となること。

附 則

1. この公示は、公示の日から適用するものとする。

附 則

1. この公示は、公示の日から適用するものとする。